

○宮崎大学教育学部「教育フィールド体験」運営委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 令和 4 年 2 月 1 6 日
令和 6 年 3 月 1 9 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、「教育フィールド体験」関連の授業の円滑な実施を図るため、宮崎大学教育学部「教育フィールド体験」運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 体験学習の運営に関する事。
- (2) 体験学習の条件整備に関する事。
- (3) 体験学習の成績評定に関する事。
- (4) その他体験学習に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会から選出された教授 1 人
- (2) 教務委員会委員 1 人
- (3) 小中一貫教育コースの文系、理系及び芸保・生活系の各グループから選出された教員各 2 人
- (4) 教職実践基礎コース及び附属教育協働開発センター教員 1 人
- (5) 発達支援教育コースから選出された教員 1 人
- (6) その他委員長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2 前条第 5 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 4 条第 1 号委員をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第 7 条 第 4 条第 3 号及び第 4 号委員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理の者の出席を認める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第4条第3号及び第4号委員の半数の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。